
(株)日本証券クリアリング機構による清算手数料の徴収方法の変更に伴う「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)等の一部改正について

日証協 平 15.10.10

本協会では、10月6日の理事会において、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)等の一部を改正した。

今般の規則改正は、本年11月より、(株)日本証券クリアリング機構が、清算参加者より清算手数料を直接徴収することとなることを受け、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)等について所要の整備を図るものである。

本規則改正は、11月4日売買分から施行することとした。

本規則改正の趣旨・骨子及び新旧対照表は、それぞれ以下のとおりである。

㈱日本証券クリアリング機構による清算手数料の徴収方法の変更に伴う「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)等の一部改正について

平成 15 年 10 月 10 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

現在、株式店頭市場における売買のうち株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）が清算を行っている売買（以下「清算対象取引」という。）については、本協会が店頭売買取引負担金又は申告管理料に含めて清算手数料相当額を会員から徴収し、クリアリング機構に対して、清算手数料として支払っている。

この清算手数料は、クリアリング機構創設時より、できるだけ早期に清算参加者から直接徴収する方式に移行する旨表明されていたところであり、今般、クリアリング機構において必要な事務体制等が整ったことから、本年 11 月より直接徴収を実施する運びとされている。

このため、本協会では、クリアリング機構が清算参加者より清算手数料を直接徴収することとなることを受け、清算対象取引に係る店頭売買取引負担金等から当該清算手数料相当額を控除するため、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)及び同規則に関する細則について所要の見直しを行うこととする。

(注) 清算対象取引とは、登録銘柄及び店頭管理銘柄並びに店頭転換社債型新株予約権付社債の売買のうち、以下の から までの売買をいう。

JASDAQ システムを通じて行うオークション銘柄の売買

JASDAQ システムを通じて行うマーケットメイク銘柄の売買

取引時間中（9：00～11：00、12：30～15：00）中に行うマーケットメイク銘柄の会員間売買

2. 改正の骨子

- ・ 本協会では、清算対象取引に係る店頭売買取引負担金及び申告管理料の合計額から、クリアリング機構が清算参加者より直接徴収することとなる清算手数料相当額(清算対象取引に係る月間の売買代金に万分の 0.06 を乗じた額)を控除した額を、会員より直接徴収することとする。（規則第 11 条及び第 47 条第 5 項改正、細則第 3 条第 2 項新設）

(注) 実際の徴収事務は、市場運営会社である㈱ジャスダックが行っている。

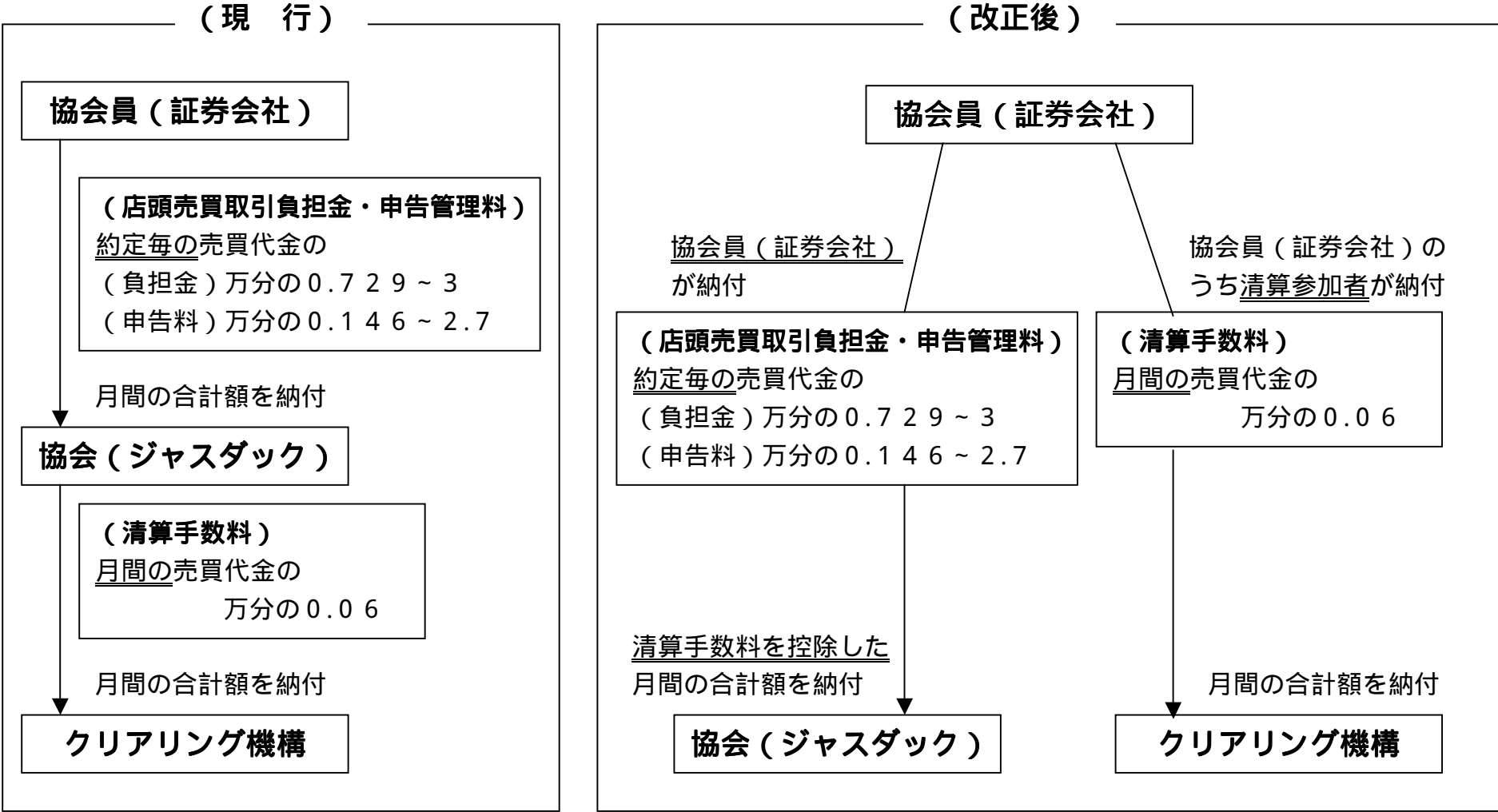
- ・ その他所要の整備を図る。

3. 施行時期

この改正は、平成 15 年 11 月 4 日売買分から施行する。

以 上

清算手数料徴収に係るフロー



「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)の一部改正について

平成 15 年 10 月 10 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(店頭売買取引負担金) 第 11 条 会員は、ＪＡＳＤＡＱ売買システム又はＪＡＳＤＡＱマーケットメイクシステムを通じて行われた店頭売買取引に関し、細則に定める額の店頭売買取引負担金を第 55 条第 3 項に規定する方法により支払わなければならない。<u>ただし、この場合において、本協会は、当該細則に定める額の毎月の合計額から、クリアリング機構の規則に基づき計算される清算手数料(細則に定める清算手数料をいう。以下第 47 条第 5 項において同じ。)</u>に相当する額を控除するものとする。 (売買価格等の報告) 第 47 条 (現行どおり) 2 ゝ } (現行どおり) 4 5 会員は、第 1 項に定めるところにより行った報告に関し、細則に定める額の申告管理料を第 55 条第 3 項に規定する方法により支払わなければならない。<u>ただし、この場合において、本協会は、マーケットメイク銘柄の会員間売買にあっては、当該細則に定める額の毎月の合計額から、クリアリング機構の規則に基づき計算される清算手数料に相当する額を控除するものとする。</u> (有価証券等清算取次ぎに対する適用) 第 52 条 <u>店頭売買有価証券の売買に係る</u>	(店頭売買取引負担金) 第 11 条 会員は、ＪＡＳＤＡＱ売買システム又はＪＡＳＤＡＱマーケットメイクシステムを通じて行われた店頭売買取引に関し、細則に定める額の店頭売買取引負担金を第 55 条第 3 項に規定する方法により支払わなければならない。 (売買価格等の報告) 第 47 条 (省 略) 2 ゝ } (省 略) 4 5 会員は、第 1 項に定めるところにより行った報告に関し、細則に定める額の申告管理料を第 55 条第 3 項に規定する方法により支払わなければならない。 (新 設)

新	旧
<u>有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当該店頭売買有価証券の売買を行う者とみなして、この規則を適用する（第 38 条第 3 項並びに第 43 条第 2 項及び第 3 項を除く。）。</u> <u>2 店頭売買有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当該店頭売買有価証券の売買の取次ぎを行う者とみなして、第 9 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定を適用する。</u> （適正な投資勧誘） 第 52 条の 2 （ 現行どおり ） （情報の不正利用の禁止） 第 52 条の 3 <u>会員は、J A S D A Q 端末を通じて取得した情報を不正に利用してはならない。</u> 付 則（平 15.10.10） 1 この改正は、平成 15 年 10 月 14 日から施行する。 2 改正後の第 11 条及び第 47 条第 5 項の規定は、平成 15 年 11 月 4 日売買分から施行する。	（適正な投資勧誘） 第 52 条 （ 省 略 ） （ 新 設 ）

「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」に関する細則の一部改正について

平成 15 年 10 月 10 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(店頭売買取引負担金) 第 3 条 規則第 11 条に規定する店頭売買取引負担金は、売付け又は買付けの約定毎に、別表 4 に掲げるところにより算出した額とする。 <u>2 規則第 11 条に規定する清算手数料は、規則第 21 条の 2 に規定する清算対象取引に係る毎月の約定代金に万分の 0.06 を乗じた額をいうものとする。</u> 付 則 (平 15.10.10) この改正は、平成 15 年 11 月 4 日売買分から施行する。	(新 設)